

おくやみハンドブック

～ 死亡届出後のお手続きのご案内 ～

米子市

Yonago-City



「おくやみコーナー」のご利用には予約が必要です。
(利用の3開庁日前までにご予約ください) … P.4

① とっとり電子申請サービス

または

② ☎ **0859-21-7462**

※予約がない場合は、お手続きの絞り込みのお手伝い、
手続き窓口などのご案内をさせていただきます。



ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

米子市では、死亡届出後にご遺族の皆さまが、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようにハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

米子市役所 ☎ 0859-22-7111（代表）

事前準備について

米子市役所にて各種手続きをされる今後の流れです。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしてください。また、おくやみコーナー（4ページ参照）を利用されない場合は、3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認のうえ、各窓口へお回りください。

※淀江支所でもお手続きいただけます。

おくやみコーナーご利用時の流れ

STEP 1

持ち物の確認

3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

おくやみコーナーの予約（ご利用の3開庁日前までに）

おくやみコーナーをご利用される場合は、4ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。（☎ 0859-21-7462）

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

必要なものをお持ちのうえ、おくやみコーナー（本庁舎1階⑪番窓口）へお越しください。

※予約されずにお越しの際は、お手続きの絞り込みのお手伝い、手続き窓口などのご案内をさせていただきます。

各種証明書の発行について

死亡の届出をされた場合には、内容の確認のため戸籍に記載するまでに時間を要します。届出が正式に受理された後各種証明書が発行できるまでの目安は、下記のとおりですのでご了承ください。

□ 戸籍証明 開庁日を数えて約 7 日後（最寄りの市区町村で申請できます）

本籍地以外の市区町村に死亡の届出をされた場合、戸籍証明が発行できるまでにさらに日数を要します。

（米子市の年末年始休業期間：12月29日～翌年1月3日）

□ 住民票の写し 開庁日を数えて 約 7 日後（住所地の市区町村で申請してください）

※各種手続きのため早急に必要の場合はご相談ください。

※宿日直員に提出された場合や、後日、記載内容や添付書類に疑義などが生じた場合には、確認のため職員が電話などで連絡する場合がありますのでご了承ください。

※本籍地以外の市区町村に戸籍証明を申請できる方は、戸籍に記載されている本人または配偶者、直系の方（父母、祖父母、子、孫など）に限ります。

※マイナンバーカードを使ったコンビニ証明交付では、届出された内容が記載された証明書が発行できるようになるまでは、届出される以前の事項で証明書が発行されますのでご注意ください。

※米子市行政窓口サービスセンターを利用される場合、戸籍の届出をされた内容に関する戸籍証明、世帯の住民票の写しなどは、交付できない場合がありますのでご了承ください。

死亡届書（死亡診断書）の写しについて

死亡届書（死亡診断書）の写しは交付が制限されています。法律等の定めにより「死亡届の際に提出した死亡診断書の写し」の提出が義務付けられている場合に限り、親族の方に対し交付することができます。民間の会社が扱う生命保険金などを請求される場合などは、死亡診断書を作成された病院などで発行していただくことになりますのでご了承ください。

市民一課戸籍担当 ①番窓口

☎ 0859-23-5143（直通）※ お問い合わせ受付時間／ 8:30 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/31202>



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

亡くなられた方の必要なもの（29 ページ参照）

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書
 - ※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などの各種証（お持ちの方のみ）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 特別医療費受給資格証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 印鑑登録証、住民基本台帳カード

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び葬祭執行者）
- ☐ 預貯金通帳、キャッシュカード（※相続人代表者、葬祭執行者（国民健康保険、後期高齢者医療保険）及び年金請求者）

本人確認書類について

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障害者手帳、健康保険被保険者証または資格確認書・後期高齢者医療被保険者証または資格確認書・介護保険被保険者証、特別医療費受給資格証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

米子市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについて、ワンストップで完了することができます。
※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



●専用ブースで安心して相談できます

●予約がない場合は、お手続きの絞り込みのお手伝い、手続き窓口などのご案内をさせていただきます。

予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。
ご利用の3開庁日前までにご予約ください。

●電子申請

- ① 「とっとり電子申請サービス（米子市）」にアクセス
- ② キーワード「おくやみ」で検索
- ③ 画面の指示にしたがって申請してください。



●電話予約

電話番号 / **0859-21-7462**

受付時間 / 8:30 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

市民二課 おくやみコーナー

場所 / 米子市役所本庁舎1階 ⑪番窓口

利用(予約)可能な時間 / 9:00~16:00 (12:00~13:00を除く)
(土・日・祝日・年末年始を除く)

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	担当課 (問い合わせ先)	詳細 ページ
住民登録	☐	住民基本台帳カード・マイナンバーカード・通知カードを持っていた	市民一課 本庁舎 1 階 ③番窓口	P.7
	☐	印鑑登録をしていた		
	☐	外国人住民の方		P.8
年金	☐	国民年金を受給または加入していた	保険年金課 本庁舎 1 階⑤番窓口	P.9
	☐	厚生年金を受給または加入していた	米子年金事務所	P.10
	☐	共済年金を受給または加入していた	各共済組合	
特別医療	☐	特別医療費受給資格証を持っていた	保険年金課 本庁舎 1 階⑥番窓口	P.11
保険	☐	国民健康保険に加入していた	保険年金課 本庁舎 1 階⑦番窓口	P.12
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	保険年金課 本庁舎 1 階⑦番窓口	P.13
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	障がい者支援課 本庁舎 1 階⑨番窓口	P.14 } P.15
	☐	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当、特別児童扶養手当を受給していた	障がい者支援課 本庁舎 1 階⑨番窓口	
介護保険	☐	65歳以上または40歳以上で特定疾病のため介護認定を受けていた	長寿社会課 本庁舎 1 階⑭番窓口	P.16

区分	☒	該当事項	担当課 (問い合わせ先)	詳細 ページ
税金	☐	市県民税が課税されていた	市民税課 本庁舎 2 階 ^{②①} 番窓口	P.17
	☐	軽自動車など（原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を含む）を所有していた	市民税課 本庁舎 2 階 ^{②①} 番窓口	
	☐	固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた	固定資産税課 本庁舎 2 階 ^{②②} 番窓口	P.18
市営住宅	☐	市営住宅に居住していた	鳥取県住宅供給公社西部 事務所 糺町庁舎 1 階	P.19
市営墓地	☐	市営墓地を使用していた（南公園墓地、北公園墓地、佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑）	建設企画課 糺町庁舎 2 階	P.20
	☐	市営墓地使用者が市営墓地へ焼骨の埋蔵を予定している（南公園墓地、北公園墓地、佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑）	建設企画課 糺町庁舎 2 階	P.21
子ども	☐	児童手当を受給していた（公務員の方は、お勤め先での手続きが必要です）	こども支援課 ふれあいの里 1 階	P.22 ～ P.23
	☐	児童扶養手当を受給していた	こども支援課 ふれあいの里 1 階	P.23 ～ P.24
	☐	義務教育終了以前の児童の養育者が「天災・交通事故」などにより亡くなったまたは障がいの状態になった	こども支援課 ふれあいの里 1 階	P.24
	☐	就学援助費を受給していた（小中学校）	こども支援課 ふれあいの里 1 階	P.25
	☐	特別支援教育就学奨励費を受給していた（市立小中学校の特別支援学級）	こども支援課 ふれあいの里 1 階	
	☐	児童生徒の保護者の方	学校教育課 ふれあいの里 1 階	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	米子市上下水道局 お客さまセンター	P.26
農地	☐	農地を所有していた	農業委員会事務局 本庁舎 2 階	
山林	☐	山林を所有していた	農林課 本庁舎 2 階	P.27
犬	☐	犬を飼っていた	環境政策課 クリーンセンター 2 階	

住民登録に関する手続き

住民基本台帳カード・マイナンバーカード・通知カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	手続き可能な人
・住民基本台帳カードをお持ちの場合は、返納する手続きです。 ・マイナンバーカード・通知カードは返納の必要はありません。死亡に伴う各種手続きで個人番号の記載を求められることがありますのでしばらく保管されることをお勧めします。  住民基本台帳カード	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民一課 本庁舎 1 階③番窓口 ☎ 0859-23-5144

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返還

手続き詳細	手続き可能な人
印鑑登録証をお持ちの場合は、返還する手続きです。	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証	市民一課 本庁舎 1 階③番窓口 ☎ 0859-23-5144

MEMO

外国人住民の方

手続き① 特別永住者証明書の返納

死亡日から14日以内

手続き詳細	手続き可能な人
特別永住者証明書を最寄りの地方出入国在留管理官署にお持ちいただくか、発行拠点（東京出入国管理局おだいば分室）へ郵送してください。	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の特別永住者証明書、みなし特別永住者証明書（旧外国人登録証明書） ※死亡したことのわかる文書が必要になる場合があります。	広島出入国在留管理局 境港出張所 ☎ 0859-47-3600

手続き② 在留カードの返納

死亡日から14日以内

手続き詳細	手続き可能な人
在留カードを最寄りの地方出入国在留管理官署にお持ちいただくか、発行拠点（東京出入国管理局おだいば分室）へ郵送してください。	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の在留カード ※死亡したことのわかる文書が必要になる場合があります。	広島出入国在留管理局 境港出張所 ☎ 0859-47-3600

MEMO

年金に関する手続き

国民年金を受給または加入していた

手続き 必要な手続きの確認

すみやかに

手続き詳細	手続き可能な人
【主な手続き】 ・未支給年金 ・遺族年金 ・寡婦年金 ・死亡一時金 など	下記までお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【主な必要書類など】 ☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの (年金手帳、年金証書、年金定期便などのお知らせ) ☐ 請求者名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 請求者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本などの写し(請求者が配偶者の方であれば、省略できる場合があります) ☐ 生計同一関係に関する申立書 など ※手続き内容・必要書類については、来庁時にお調べします。	保険年金課 本庁舎 1 階⑤番窓口 ☎ 0859-23-5142

MEMO

厚生年金を受給または加入していた

手続き 必要な手続きの確認

すみやかに

手続き詳細	手続き可能な人
【主な手続き】 ・未支給年金 ・遺族年金 ・寡婦年金 ・死亡一時金 など	下記までお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【主な必要書類など】 ☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの （年金手帳、年金証書、年金定期便などのお知らせ） ☐ 請求者名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 請求者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本などの写し（請求者が配偶者の方であれば、省略できる場合があります） ☐ 生計同一関係に関する申立書 ☐ 死亡診断書の写し など ※保険年金課にお越しの際は、手続き内容・必要書類についてお調べします。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 米子年金事務所 （米子市西福原 2-1-34） ☎ 0859-34-6111 音声案内①→① 郵送で手続きができます。

共済年金を受給または加入していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号のわかるものを準備のうえ、事前にお問い合わせください。	下記までお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

特別医療に関する手続き

特別医療費受給資格証を持っていた

手続き① 特別医療費受給資格証の返還

手続き詳細	手続き可能な人
特別医療費受給資格証を返還する手続きです。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の特別医療費受給資格証	保険年金課 本庁舎 1 階⑥番窓口 ☎ 0859-23-5123

手続き② 相続人代表者の確認

手続き詳細	手続き可能な人
【亡くなられる前に医療費の払戻しの手続きをされていた場合】 振込先を相続人に変更するための手続きです。	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人様の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど） ※払戻しのお手続きがまだの場合は、領収書（原本）もご準備ください。	保険年金課 本庁舎 1 階⑥番窓口 ☎ 0859-23-5123

MEMO

保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証または資格確認書の返還

手続き詳細	手続き可能な人
国民健康保険被保険者証（保険証）または資格確認書を返還する手続きです。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証（保険証）または資格確認書 【お持ちの方のみ】 ☐ 限度額認定証 ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証	保険年金課 本庁舎 1 階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5121

手続き② 葬祭費の申請

葬祭を行った日の翌日から 2 年間

手続き詳細	手続き可能な人
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000 円）が支給されます。 ※国民健康保険加入前に会社などの健康保険に被保険者として加入していた方が、その健康保険の資格を喪失してから 3 か月以内に亡くなった場合は、原則、加入していた会社などの健康保険に支給申請をお願いします。	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭を行った方の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	保険年金課 本庁舎 1 階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5121

MEMO

保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証または資格確認書の返還

手続き詳細	手続き可能な人
後期高齢者医療被保険者証（保険証）または資格確認書を返還する手続きです。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証（保険証）または資格確認書 【お持ちの方のみ】 ☐ 限度額認定証 ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証	保険年金課 本庁舎 1 階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5122

手続き② 葬祭費の申請

葬祭を行った日の翌日から 2 年間

手続き詳細	手続き可能な人
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000 円)が支給されます。 ※後期高齢者医療保険加入前に会社などの健康保険に被保険者として加入していた方が、その健康保険の資格を喪失してから 3 か月以内に亡くなった場合は、原則、加入していた会社などの健康保険に支給申請をお願いします。	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭を行った方の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	保険年金課 本庁舎 1 階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5122

手続き③ 相続人代表者の確認

約 2 週間以内

手続き詳細	手続き可能な人
被保険者が亡くなられた場合、保険料の再計算を行い、その清算について後日相続人代表者宛に通知を送付します。	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者様の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	保険年金課 本庁舎 1 階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5122

福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 各種手帳の返還

手続き詳細	手続き可能な人
各種手帳を返還する手続きです。 亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	障がい者支援課 本庁舎 1 階⑨番窓口 ☎ 0859-23-5548

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当、特別児童扶養手当を受給していた

手続き ① 特別障害者手当・経過的福祉手当・障害児福祉手当資格喪失手続き

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当を受給していた場合、資格喪失の手続きとなります。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
—	障がい者支援課 本庁舎 1 階⑨番窓口 ☎ 0859-23-5548

手続き ② 未支給特別障害者手当等の支払請求

手続き詳細	手続き可能な人
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の未支給手当について、受給資格者死亡時の同一世帯内で先順位者に支払いを行う手続きです。	下記までお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人と同一世帯内の先順位者の口座情報のわかるもの (通帳、キャッシュカード)	障がい者支援課 本庁舎 1 階⑨番窓口 ☎ 0859-23-5548

福祉（障がい）に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

手続き ③ 特別児童扶養手当の資格喪失などの手続き

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が特別児童扶養手当の受給者または受給対象児童の場合、資格喪失などの手続きが必要です。	下記までお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
—	障がい者支援課 本庁舎 1 階⑨番窓口 ☎ 0859-23-5548

MEMO

介護保険に関する手続き

65歳以上または40歳以上で特定疾病のため介護認定を受けていた

手続き① 介護保険被保険者証の返還

手続き詳細	手続き可能な人
介護保険被保険者証を返還する手続きです。 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は一緒に返還してください。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 【お持ちの方のみ】 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	長寿社会課 本庁舎 1 階⑭窓口 ☎ 0859-23-5131

手続き② 相続人代表者の指定

手続き詳細	手続き可能な人
被保険者が亡くなった場合、今後の介護保険に関する通知などの宛先となる、相続人代表者を申し出ていただく手続きです。	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者様の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	長寿社会課 本庁舎 1 階⑭窓口 ☎ 0859-23-5131

MEMO

税金に関する手続き

市県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	手続き可能な人
市県民税の納付書などの送付先として法定相続人の中から代表者を指定する手続きです。	相続人の方
【市県民税】 市県民税は、 <u>1月1日（賦課期日）</u> 現在、米子市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税します。そのため、1月2日以降にお亡くなりになられても、1年分の税額を米子市に納めていただきます。	問い合わせ先
※所得税については、準確定申告を死亡後4か月以内にする必要があります。詳しくは米子税務署にお問合せください。（P.31 参照） （参考：米子税務署 ☎ 0859-32-4121）	市民税課 本庁舎 2階 ^{②①} 番窓口 ☎ 0859-23-5114
必要なもの	
—	

軽自動車など(原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を含む)を所有していた

手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	手続き可能な人
軽自動車税の納付書などの送付先として法定相続人の中から代表者を指定する手続きです。	相続人の方
【軽自動車税】 軽自動車税は、 <u>4月1日（賦課期日）</u> 現在、軽自動車などの所有者に対して課税します。そのため、4月2日以降にお亡くなりになられても、1年分の税額を米子市に納めていただきます。	問い合わせ先
必要なもの	市民税課 本庁舎 2階 ^{②①} 番窓口 ☎ 0859-23-5111
—	

※普通自動車をお持ちの場合の名義変更・廃車の手続きについては、P.32 をご覧ください。
その他、自動車税に関すること（障がい等減免を受けられていた場合等）は、下記までお問い合わせください。

『鳥取県西部県税事務所収税課（市役所本庁舎 2階^{②⑤}番窓口） ☎ 0859-31-9605』

MEMO

固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた

手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	手続き可能な人
固定資産税の納付書などの送付先として法定相続人の中から代表者を指定する手続きです。 【固定資産税】 固定資産税は、<u>1月1日（賦課期日）現在</u>、米子市に土地、家屋、償却資産をお持ちの方に課税します。 ※相続により土地や建物を取得した際は、登記の名義変更をする必要があります。管轄する法務局に所有権移転登記の申請をしてください。詳しくは、37～38ページをご参照いただくか、下記法務局までお問い合わせください。 （参考：鳥取地方法務局米子支局 ☎ 0859-22-6162）	相続人代表者となる方 または、その代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の認印（相続人代表者となる方で本人が手続きされる場合は不要。）	固定資産税課 本庁舎2階②番窓口 ☎ 0859-23-5116

その他、市税に関すること

【納税義務の引継の手続きについて】

納税義務は相続人の方に引継がれます。「相続人代表者指定届出書」の提出が必要となります。相続人代表者とは、納税義務者の代わりに、納税に関する一切の手続き（書類の受取、納税、還付金の受取など）を行う方です。

【相続放棄の場合】

相続の放棄をした場合は、家庭裁判所で発行される、「相続放棄申述受理通知書」の写しまたは、「相続放棄申述受理証明書」の写しを提出してください。

MEMO

市営住宅に関する手続き

市営住宅に居住していた

手続き① 名義人の承継手続き

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が名義人の場合、新たな名義人との契約による請書が必要になります。 ※名義人の承継ができない場合もあります。	新たな名義人となる方
必要なもの	問い合わせ先
入居状況により必要書類が異なるため、担当窓口（問い合わせ先）でご案内します。	鳥取県住宅供給公社西部事務所（米子市役所糺町庁舎1階） ☎ 0859-21-8806

手続き② 名義人（単身の場合）の退去手続き

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が名義人で単身の場合、退去手続きが必要になります。	ご親族または保証人の方
必要なもの	問い合わせ先
詳しい内容は担当窓口でご案内します。	鳥取県住宅供給公社西部事務所（米子市役所糺町庁舎1階） ☎ 0859-21-8806

◎県営住宅につきましても、鳥取県住宅供給公社にお問い合わせください。
☎ 0859-32-9211（P.31 参照）

MEMO

市営墓地に関する手続き

市営墓地を使用していた（南公園墓地、北公園墓地、佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑）

手続き 市営墓地使用者名義変更届（承継）

手続き詳細	手続き可能な人
市営墓地使用者が亡くなられた場合、新使用者に名義を変更する手続きです。	新たな使用者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方と新使用者との続柄がわかるもの（埋火葬許可証、戸籍など） ☐ 墓地使用許可証（紛失の場合、職員までお申し出ください） ☐ 300 円 ☐ 本籍地記載の住民票（新使用者が市外の方の場合のみ） 【下記①、②の場合は上記に加えて以下のものをご持参ください。】 ①新使用者が来庁しない場合 ☐ 新使用者の本人確認書類 ☐ 新使用者の印鑑（認印可） ②現使用者が市外の方の場合 ☐ 現使用者が亡くなられたことがわかるもの（埋火葬許可証、戸籍）	建設企画課 糺町庁舎 2 階 ☎ 0859-23-5529

MEMO

市営墓地に関する手続き

市営墓地使用者が市営墓地へ焼骨の埋蔵を予定している（南公園墓地、北公園墓地、佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑）

手続き① 市営墓地使用許可証再交付手続き（紛失の場合のみ、白浜墓苑は対象外）

手続き詳細	手続き可能な人
市営墓地に焼骨を埋蔵するために必要となる墓地使用許可証を再交付する手続きです。（墓地使用許可証を紛失している場合のみの手続きとなります。）	現在の墓地使用者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 300 円 【墓地使用者本人が来庁しない場合は、上記に加えて以下のものをご持参ください。】 ☐ 墓地使用者の本人確認書類 ☐ 墓地使用者の印鑑（認印可）	建設企画課 糺町庁舎 2 階 ☎ 0859-23-5529

手続き② 埋蔵日時の事前連絡

手続き詳細	手続き可能な人
市営墓地への埋蔵日時決定後、あらかじめ埋蔵の日時を各管理事務所（佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑については、淀江支所地域生活課）へご連絡ください。 【連絡先】 南公園墓地 管理事務所 ☎ 0859-26-2519 （営業時間 / 9：00 ～ 17：00 年末年始除く） 北公園墓地 管理事務所 ☎ 0859-24-2901 （営業時間 / 9：00 ～ 17：00 年末年始除く） 淀江支所 地域生活課 ☎ 0859-56-3112 （営業時間 / 8：30 ～ 17：15 閉庁日除く）	現在の墓地使用者
必要なもの	問い合わせ先
【各管理事務所への埋蔵の届出に必要なもの】 ☐ 墓地使用許可証（紛失している場合は上記（手続き①）再交付手続きが必要です。） ☐ 埋火葬許可証	建設企画課 糺町庁舎 2 階 ☎ 0859-23-5529

子どもに関する手続き

児童手当を受給していた（公務員の方は、お勤め先での手続きが必要です）

手続き① 児童手当認定の請求

手続き詳細	手続き可能な人
児童手当の受給者が亡くなった場合、新たな受給者に児童手当を支給するための手続きです。	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たな受給者の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5135

手続き② 未払児童手当認定の請求

手続き詳細	手続き可能な人
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払い分の児童手当を児童の指定口座に支給するための手続きです。	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童手当の対象となるそれぞれの児童の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5135

手続き③ 児童手当額改定認定の請求

手続き詳細	手続き可能な人
児童手当の対象児童が亡くなり、対象児童の人数が減少した場合に必要な手続きです。（児童が 2 人以上の場合）	受給者
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5135

MEMO

子どもに関する手続き

児童手当を受給していた（公務員の方を除く）

手続き④ 児童手当受給事由消滅の届出

手続き詳細	手続き可能な人
児童手当の対象児童が亡くなった場合に必要手続きです。 (児童が1人の場合)	受給者
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎ 0859-23-5135

児童扶養手当を受給していた

手続き① 受給者死亡届提出

死亡日から14日以内

手続き詳細	手続き可能な人
受給者が亡くなった場合に必要手続きです。	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎ 0859-23-5135

手続き② 未払児童扶養手当の請求

手続き詳細	手続き可能な人
児童扶養手当の受給者が亡くなった場合に、未払の手当を対象児童（2人以上の場合は年長者）が請求する手続きです。	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 対象児童名義（2人以上の場合は年長者）の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎ 0859-23-5135

手続き③ 児童扶養手当額改定の手続き

手続き詳細	手続き可能な人
児童扶養手当の対象児童が亡くなり、対象児童の人数が減少した場合に必要な手続きです。(児童が2人以上の場合)	児童扶養手当有資格者の方
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5135

手続き④ 児童扶養手当資格喪失の手続き

手続き詳細	手続き可能な人
児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合に必要な手続きです。(児童が1人の場合)	児童扶養手当有資格者の方
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5135

義務教育終了以前の児童の養育者が「天災・交通事故」などにより亡くなったまたは障がいの状態になった

手続き 災害遺児手当の手続き

手続き詳細	手続き可能な人
義務教育終了以前の児童の養育者が「天災・交通事故・海難・その他の事故」により亡くなったまたは障がいの状態になったとき、その児童の養育者に対して、手当を支給する手続きです。	新たに保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡または障がいの状態が確認できるもの ☐ 戸籍謄本 ☐ 振込口座のわかるもの 【本年1月1日(1月から6月に請求される方は前年1月1日)に米子市に住民登録がない方(請求者)】 ☐ 本年度の所得課税証明書(1月から6月に請求される方は前年度の所得課税証明書)	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5135

子どもに関する手続き

就学援助費を受給していた（小中学校）

手続き 振込口座変更

手続き詳細	手続き可能な人
就学援助費の振込口座の名義人が亡くなられた場合、就学援助費の振込口座を変更するための手続きです。	新たに保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たな振込口座（保護者または児童生徒の口座）の通帳またはキャッシュカードの写し	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5434

特別支援教育就学奨励費を受給していた（市立小中学校の特別支援学級）

手続き 振込口座変更

手続き詳細	手続き可能な人
市立小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒について、特別支援教育就学奨励費の振込口座の名義人が亡くなられた場合、特別支援教育就学奨励費の振込口座を変更するための手続きです。	新たに保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たな振込口座（保護者または児童生徒の口座）の通帳またはキャッシュカードの写し	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5434

児童生徒の保護者の方

手続き 保護者変更届

手続き詳細	手続き可能な人
義務教育終了以前の児童生徒の学校での保護者が亡くなられた場合、保護者を変更する手続きです。	新たに保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
—	学校教育課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5433

上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 使用者名義の変更、納入方法の変更

手続き詳細	手続き可能な人
使用者の名義変更、納入方法の変更または継続使用の確認をさせていただき手続きです。口座振替については手続きの説明をさせていただきます。	新たな使用者となる方
必要なもの	問い合わせ先
—	米子市上下水道局お客さまセンター (車尾南2丁目) ☎ 0859-32-9917

農地に関する手続き

農地を所有していた

手続き 相続による届出

手続き詳細	手続き可能な人
相続人及び相続農地の所在を届出させていただき手続きです。 (農地法第3条の3の規定による届出)	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続登記がお済みの方は、相続登記したことがわかるもの (登記完了証の写しなど)	農業委員会事務局 本庁舎2階 ☎ 0859-23-5277

MEMO

山林に関する手続き

山林を所有していた

手続き 新たな森林の土地の所有者の届出

手続き詳細	手続き可能な人
新たな森林の土地所有者を届出していただく手続きです。 (森林法第10条の7の2第1項の規定による届出)	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続登記がお済みの方は、相続登記したことがわかるもの (登記簿や登記完了証の写しなど)	農林課 本庁舎2階 ☎ 0859-23-5232

犬に関する手続き

犬を飼っていた

手続き 飼い犬の所有者変更手続き

所有者の変更後 30 日以内

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が犬を飼っていた場合、所有者の登録を変更するための手続きです。(狂犬病予防法第4条第5項の規定による届出)	新たな飼い主の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 飼い犬の鑑札もしくは鑑札番号のわかるもの ※マイクロチップで犬の登録をされている場合は、 右記の二次元コードからお手続きください。	環境政策課 クリーンセンター2階 ☎ 0859-23-5257



MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

市役所で手続きが必要な保険証などの見本

国民健康保険被保険者証（または資格確認書）

鳥取県 国民健康保険被保険者証	有効期限 *****
保険種別	
記号米番号	
氏 名 *****	
生 年 月 日	性別
適用開始年月日 *****	
交付年月日	
世帯主氏名 *****	
住 所 *****	
保険者番号 *****	交付者名 鳥取県米子市

鳥 取 県 国民健康保 資格確認書	有効期限 令和 7年 7月31日
記 号 米 番 号 01140037	(枝番) 01
氏 名 米子 太郎	
生 年 月 日 昭和51年 9月22日	性 別 男
適用開始年月日 令和 6年12月 2日	
交付年月日 令和 6年12月 2日	
世帯主氏名 米子 太郎	
住 所 鳥取県米子市加茂町1丁目1	
保険者番号	31100C29
交付者名	米子市

印鑑登録証

印鑑登録証	
登録番号 No.	
米子市長	

※黄色の登録証
(青色の登録証もあります)

後期高齢者医療被保険者証（または資格確認書）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被 住 所	
保 氏 名	
者 生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 7年 7月31日	
交付年月日 令和 6年12月 2日	
被保険者番号	01999999
住 所	鳥取市〇〇999番地99
被 保 險 者 氏 名	後期 太郎
性 別	男
生年月日	昭和22年 9月11日
資格取得年月日	令和 4年 9月11日
負担割合	1割
発効期日	令和 4年 9月11日
限度区分	区II
発効期日	令和 6年 9月 1日
長期入院該当日	
特定疾病区分	
発効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	鳥取県後期高齢者医療 広 域 連 合

介護保険被保険者証

介護保険被保険者証	
被 保 險 者 番 号	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	性別 男・女
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	鳥取県 米子市 米子市加茂町一丁目1番地 電話 (0859)23-5132

年金手帳・年金証書



国民年金・厚生年金保険年金証書		
年金の種類	基礎年金番号	年金コード
受給権者の氏名		
受給権者の生年月日	年 月 日	受給権を取得した年月 年 月
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。		
年 月 日		厚生労働大臣 見本

特別医療費受給資格証（各種）

【小児等 / 重度心身等】

特別医療費受給資格証（重度心身等）			
公費負担者番号			
受給資格証 記 号 番 号		① 第 号	
受給資格者	氏 名		
	生年月日		
	住 所		
一部負担金			
月額負担上限額	入 院		
	入院外		
「重度かつ継続」		自立支援医療の種類により無料(※注4)	
有 効 期 間	自 至		

【第7・8号関係】

特別医療費受給資格証 (第7・8号関係)			
記 号 番 号		① 第 号	
受給資格者	氏 名		
	生年月日		
	住 所		
有 効 期 間	自		
	至		

【第9号関係】

特別医療費受給資格証 (第9号関係)			
記 号 番 号		① 第 号	
受給資格者	氏 名		
	生年月日		
	住 所		
有 効 期 間	自		
	至		

障害者手帳



※色や形状が異なる場合があります。

市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税関係	☐	相続税に関すること 所得税・消費税申告に関すること	米子税務署 ☎ 0859-32-4121
不動産登記関係	☐	相続登記に関すること	鳥取地方法務局 米子支局 ☎ 0859-22-6162
公的年金関係	☐	公的年金に関すること	米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111
農業者年金	☐	農業者年金死亡関係届 出書の提出	お近くのJA または 農業委員会事務局 ☎ 0859-23-5277
企業年金	☐	企業年金に関すること	企業年金コールセンター ☎ 0570-02-2666
恩給	☐	恩給に関すること	総務省 恩給担当 ☎ 03-5273-1400
遺言書	☐	遺言書の検認	鳥取家庭裁判所 米子支部 ☎ 0859-22-2408
相続放棄	☐	相続放棄の申立	
遺産分割（相続人の間で話し合いがつかない場合）	☐	遺産分割調停の申立	
県営住宅関係	☐	県営住宅の承継・退去 などに関する手続き	鳥取県住宅供給公社 西部事務所 ☎ 0859-32-9211
パスポート	☐	パスポートの返納	西部総合事務所窓口 （米子パスポートセンター） ☎ 0859-31-9797
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療費受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 保健所へお問い合わせ ください。	米子保健所 ☎ 0859-31-9317
被爆者健康手帳を持っている	☐		

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	運転免許証の返納	西部地区運転免許センター ☎ 0859-22-4607 米子警察署 ☎ 0859-33-0110
預貯金口座	☐	預金の相続など	各金融機関
株式・債権	☐	名義変更など	証券会社、銀行などの 各金融機関
生命保険	☐	死亡保険金・入院保険金 などの請求	加入していた保険会社 または代理店
損害保険	☐	名義変更・解約など	加入していた保険会社 または代理店
固定電話 (NTT西日本)	☐		NTT西日本 ☎ 局番なしの 116 携帯からは 0800-2000-116
固定電話 (NTT 西日本以外)	☐		各契約会社
携帯電話	☐		
インターネット	☐	名義変更・解約など	各契約会社
ケーブルテレビ	☐		
電気・ガス	☐		
クレジットカード	☐	解約など	
NHK 受信料	☐	名義変更・解約など	NHK ふれあいセンター ☎ 0570-077-077
普通自動車	☐	名義変更・廃車	中国運輸局 鳥取運輸支局 ☎ 050-5540-2070
自動二輪 (126cc 以上)	☐		軽自動車検査協会 鳥取事務所 ☎ 050-3816-3082
軽四輪	☐		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

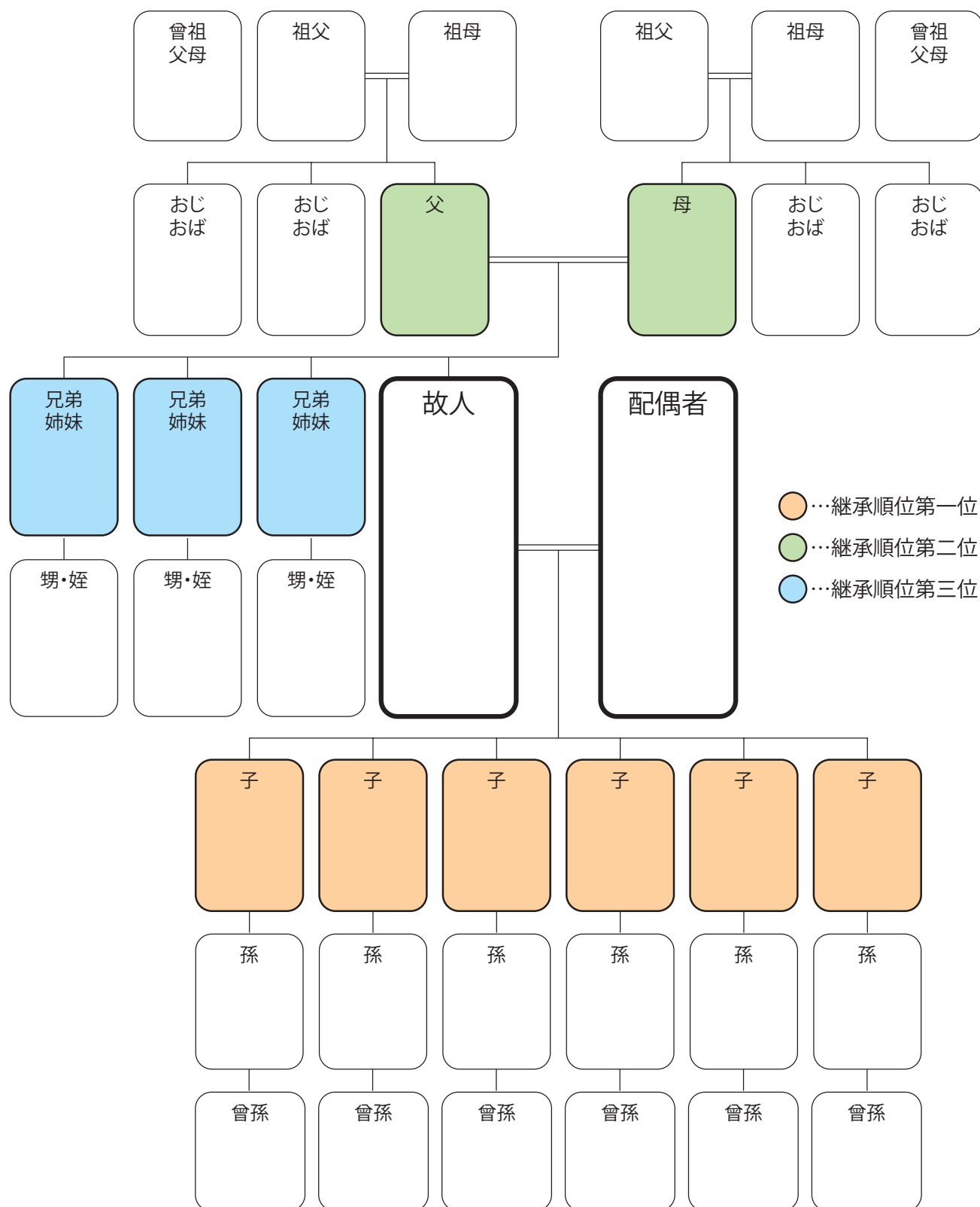
相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。相続により、土地や建物を取得した際は、登記の名義変更をする必要があります。 37～38ページをご参照ください。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。 ※詳しくは、米子税務署にお問い合わせください。 (☎ 0859-32-4121)
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数 ※詳しくは、米子税務署にお問い合わせください。 (☎ 0859-32-4121)

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

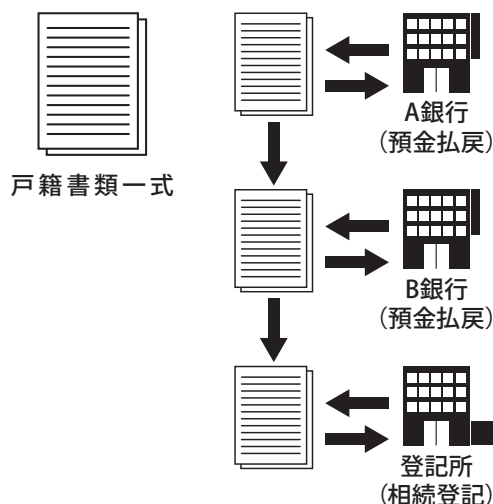
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

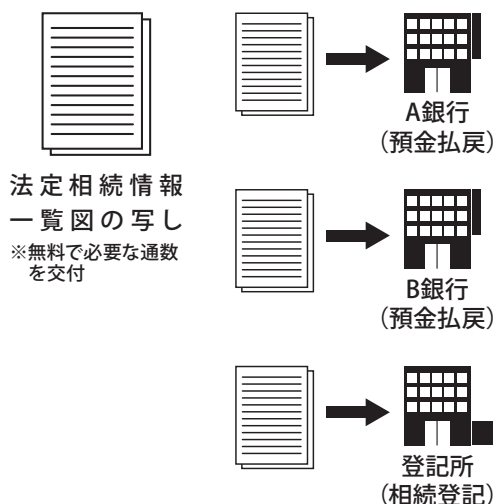
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

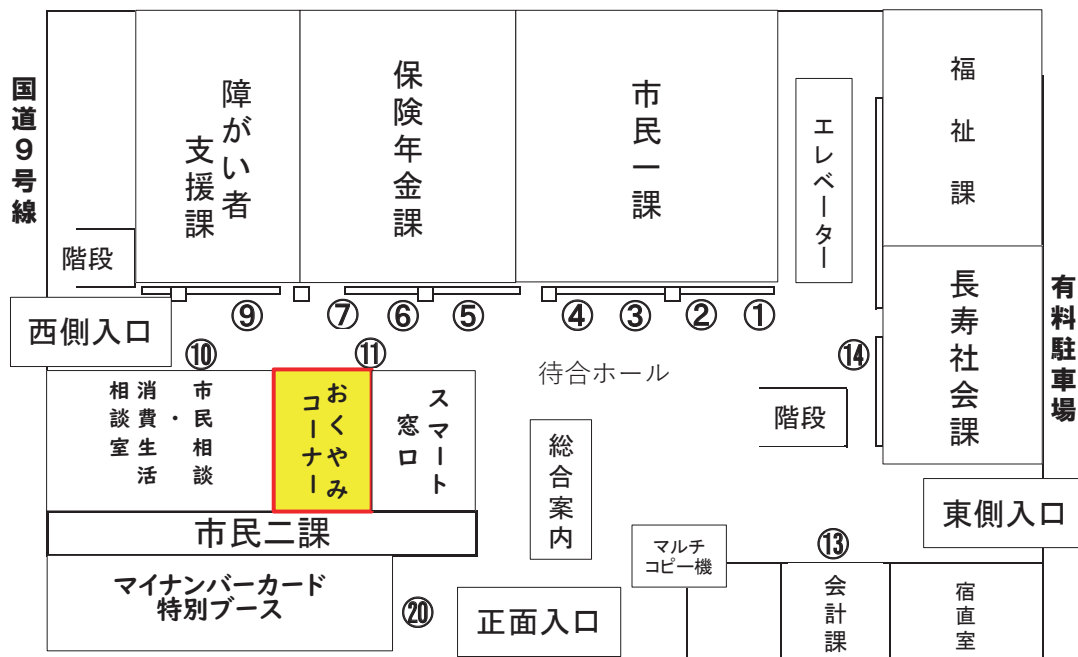
MEMO

MEMO

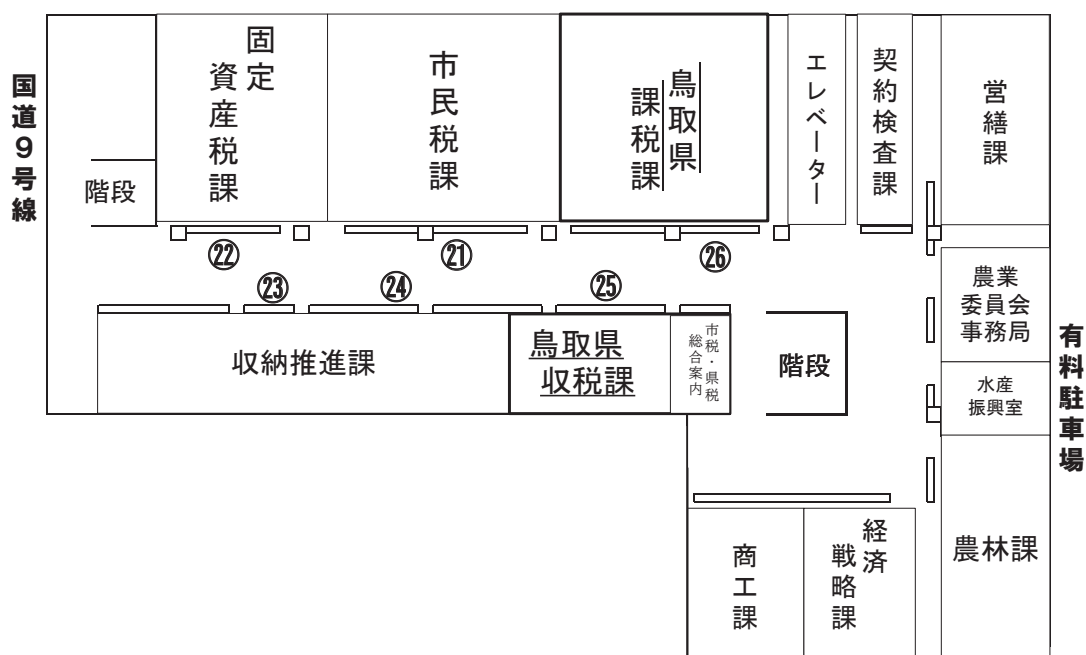
MEMO

米子市役所本庁舎 1階・2階 フロアマップ

1 階



2 階



発行 米子市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2025年7月